

しらとり保育所 重要事項説明書

(令和8年4月1日)

この重要事項説明書は、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松江市条例第44号）第5条第1項に基づき、保育の提供を開始するに当たり、あらかじめ重要な事項について説明するものです。

1 施設を設置する法人

法人名	社会福祉法人 島根県社会福祉事業団
法人所在地	松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5F
電話番号	0852-32-5966
FAX	0852-32-5968
代表者氏名	理事長 安食 治外
設立年月日	昭和40年7月17日

2 施設の概要

設置形態	特定教育・保育施設					
施設の区分	保育所					
施設の名称	しらとり保育所					
開設年月日	昭和41年6月1日					
施設の所在地	島根県松江市内中原町190番地					
電話番号	0852-21-5181					
FAX	0852-20-2711					
E-mail	shiratori@ssw.or.jp					
所長氏名	今岡 祥子					
対象者	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び第3号に掲げる3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という。）					
保育年齢	生後57日目～就学前まで					
利用定員	0歳児 (りす組)	1歳児 (うさぎ組)	2歳児 (ひつじ組)	3歳児 (こぐま組)	4歳児 (ぱんだ組)	5歳児 (きりん組)
	15人	10人	15人	20人	15人	15人
施設の目的	施設を利用する小学校就学前の子ども（以下「所児」という。）及びその保護者に必要な支援を行い、もって一人一人の所児が健やかに成長することができるよう、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する保育を適切に提供す					

	ることを目的とする。
運営方針	<p>(1) 所児の最善の利益を考慮し、所児の安心安全を支える保育所づくりに努めるものとする。</p> <p>(2) 家庭との綿密な連携の下に、所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。</p> <p>(3) 家庭や地域との連携を図りながら、所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。</p> <p>(4) 専門的知識、技術及び判断をもって所児を保育し、保護者に対する保育に関する指導を行うため職員の専門性の向上に努めるものとする。</p>

3 施設の構造・設備

(1) 施設の面積等

建物構造	重量鉄骨 2 階建
敷地面積	2013.28 m ²
所庭面積	740.51 m ²
延床面積	809.83 m ²

(2) 主な設備

室名	室数	面積	備考
乳児室	1 室	83.59 m ²	りす組 40.00 m ² 、うさぎ組 43.59 m ²
ほふく室	1 室	85.88 m ²	
保育室	4 室	207.89 m ²	ひつじ 1 組 26.25 m ² 、 ひつじ 2 組 29.70 m ² 、こぐま組 42.0 m ² ぱんだ組 46.40 m ² 、きりん組 57.60 m ²
遊戯室（ホール）	1 室	91.35 m ²	
一時預かり保育室	1 室	30.50 m ²	ひよこ組
授乳室	1 室	5.11 m ²	
調理室	1 室	28.40 m ²	
調乳室	1 室	4.5 m ²	
医務室	1 室	6.25 m ²	
沐浴室	1 室	6.00 m ²	沐浴設備有
事務室	1 室	39.19 m ²	
相談室	1 室	27.64 m ²	
トイレ	2 か所	42.78 m ²	大 6 個、小 6 個

4 職員体制

(1) 職員の職種、職務の内容及び員数

職種	職務内容	常勤	非常勤	常勤換算
所長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守するために必要な指揮命令を行う。	1人		1人
副所長	所長の補佐をし、所属職員を指揮監督するとともに、業務の総合調整を図る。	1人		1人
医師	所児の心身の健康状態や疾病等を把握するため、定期的に健康診断を行う。		2人	0.1人
主任保育士	保育士を総括するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行う。	1人		1人
保育士	保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録 その他家庭連絡等の業務を行う。	17人	6人	21.2人
看護師	所児の健康管理、保健衛生業務等を行う。		1人	0.7人
栄養士 調理員	所児の発達段階と健康状態に応じた献立作成 及び調理業務を行う。	2人	3人	4.1人
事務員	庶務事務及び所内外の環境整備を行う。		1人	0.7人

(2) 各職種の勤務体系

職種	勤務時間
所長、副所長	8:30～17:15、9:15～18:00、10:15～19:00
主任保育士、保育士	7:00～15:45、7:30～16:15、8:00～16:45、8:30～17:15 8:45～17:30、9:15～18:00、10:15～19:00
看護師	9:00～15:45
栄養士及び調理員	8:30～17:15
事務員	9:00～15:45

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

※職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

5 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(1) 保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日は次のとおりとします。

保育を提供する曜日	月曜日から土曜日	
保育を提供する時間	◆保育標準時間認定の方	7:00～18:00 (11時間)
	◇保育短時間認定の方	8:30～16:30 (8時間)

延長保育	◆保育標準時間認定の方	18:00～19:00
	◇保育短時間認定の方	7:00～8:30、16:30～19:00
開所時間	月曜日から金曜日	7:00～19:00
	土曜日	7:00～18:00
保育の提供を行わない日	日曜日、年末年始（12月29日から1月3日） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	

6 提供する保育等の内容

しらとり保育所では、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 食事の提供

所児の発達段階と健康状態に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0歳児（りす組）	9:30	11:15	15:15
1歳児（うさぎ組）	9:30	11:30	15:30
2歳児（ひつじ組）	9:30	11:30	15:30
3歳児（こぐま組）		11:50	15:30
4歳児（ぱんだ組）		11:50	15:30
5歳児（きりん組）		11:50	15:30

※献立は、前月末までにお知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(2) 年間行事（変更になる場合があります。）

月	行事
4月	入所の日、親子遠足（ぱんだ・きりん組）
5月	親子遠足・保育参観（りす・うさぎ・ひつじ・こぐま組） 健康診断
6月	尿検査、プール開き
7月	七夕会、チャレンジデー、保育参観・育児講座（りす・うさぎ・ひつじ組）
8月	保育参観・育児講座（こぐま・ぱんだ・きりん組）
9月	しらとりまつり、いもほり遠足
10月	しらとり運動会（こぐま・ぱんだ・きりん組）、和太鼓交流会 健康診断、歯科検診
11月	ふれあい運動会（りす・うさぎ・ひつじ組）、防災訓練
12月	生活発表会（こぐま・ぱんだ・きりん組）、クリスマス会、餅つき
1月	保育参観（りす・うさぎ・ひつじ組）
2月	節分のつどい、保育参観（こぐま・ぱんだ・きりん組）
3月	交通安全教室、お別れ会、育了式

(3) 延長保育

やむを得ない理由により、認定された時間を超えて保育が必要な場合、延長保育時間の範囲内で保育を提供します。

(4) 一時預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は保育の必要性の認定事由に該当する乳幼児に対する一時預かり保育を実施しています。

7 利用料金等

(1) 教育・保育給付認定を受けた市町村へ支払う保育料

保育料	3号認定子どもの保護者は、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料を、当該市町村にお支払いください。 ※2号認定子どもの保護者と、3号認定子どもの保護者で住民税非課税世帯の場合、保育料は無償です。
-----	--

(2) しらとり保育所へ支払う費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	2号認定子どもに係る主食費	1,200円/月
	土曜日の保育を利用しない場合の主食費	960円/月
	2号認定子どもに係る副食費 ※但し、年収360万円未満相当世帯と、第3子以降（小学生以下）は免除されます。	5,200円/月
	土曜日の保育を利用しない場合の副食費	4,160円/月
行事費	遠足等の行事に係る費用	実費
保育用品費	なわとび、帽子、のり、はさみ、おたよりケース、名札等個人が使用するもの	実費

※長期間（1か月以上1か月単位）にわたり登所しないことがあらかじめ分かっている場合、欠席される月の前月1日までに申出書を提出されますと、当該月の給食費は徴収しません。

※ご家族の就労状況等により、1か月単位で土曜保育を希望されない場合、当該月の前月1日までに申出書を提出してください。

※入所及び退所が月の中途の場合、保育料と同様に給食費を日割で計算します。

延長保育の利用に係る費用

区分	時間	金額		
		保育料の階層区分1	保育料の階層区分2~4	保育料の階層区分5以上

◆保育標準時間認定の方	18:00～19:00	0円/1回	100円/1回 (月限度額1,000円)	300円/1回 (月限度額5,000円)
◇保育短時間認定の方	7:00～8:00	0円/1回	20円/1回	60円/1回
	8:00～8:30	0円/1回	10円/1回	30円/1回
	16:30～17:00	0円/1回	10円/1回	30円/1回
	17:00～18:00	0円/1回	20円/1回	60円/1回
◇保育短時間認定の方	16:30～18:00	0円/1回	30円/1回	90円/1回
	16:30～19:00	0円/1回	130円/1回	390円/1回

8 支払方法

(1) 預金口座からの振替

しらとり保育所では、保護者から口座振替依頼書の提出をもって指定された金融機関の口座から、毎月20日に前月分の費用を振替させていただきます。費用に係る請求書は、毎月10日頃、領収書は月末に発行します。なお、口座振替手数料(税別80円)は保護者負担とさせていただきます。

※口座振替日が金融機関休業日に該当する日は、翌営業日を振替日とします。

※振替不能だった場合は、しらとり保育所事務室へ現金でお支払いいただきます。

9 利用の開始及び終了に関する事項

入所後1～2週間を目安に、保育所での生活に慣れてもらえるよう、ならし保育を行います。所児の心身の状況、体調等様子を踏まえ、期間は個々に設定します。

また、所児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了します。

- (1) 所児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども又は3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、給付要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 非常災害時の対応

しらとり保育所消防計画等に基づき、状況に応じた適切な対応を行います。

防火管理者	平林 祐子			
消防計画届出年月日	令和7年4月1日			
訓練の実施	避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施します。			
防災設備	自動火災報知機	有	誘導灯	有
	ガス漏れ報知器	有	非常警報装置	有
	非常用電源	有	スプリンクラー	無
	カーテン、敷物、建具の防災処理			有
避難場所	城山及び島根県自治研修所			
緊急時の連絡手段	一斉メールにて行いますので、事前に登録してください			

※毎年4回、一斉メールによる連絡訓練を行います。

11 嘱託医師

施設の嘱託医師は下記のとおりです。

医師名	住所
小竹原医院 小竹原 良雄	島根県松江市大輪町 396 番地
青戸歯科医院 青戸 弘陽	島根県松江市北堀町 225 番地

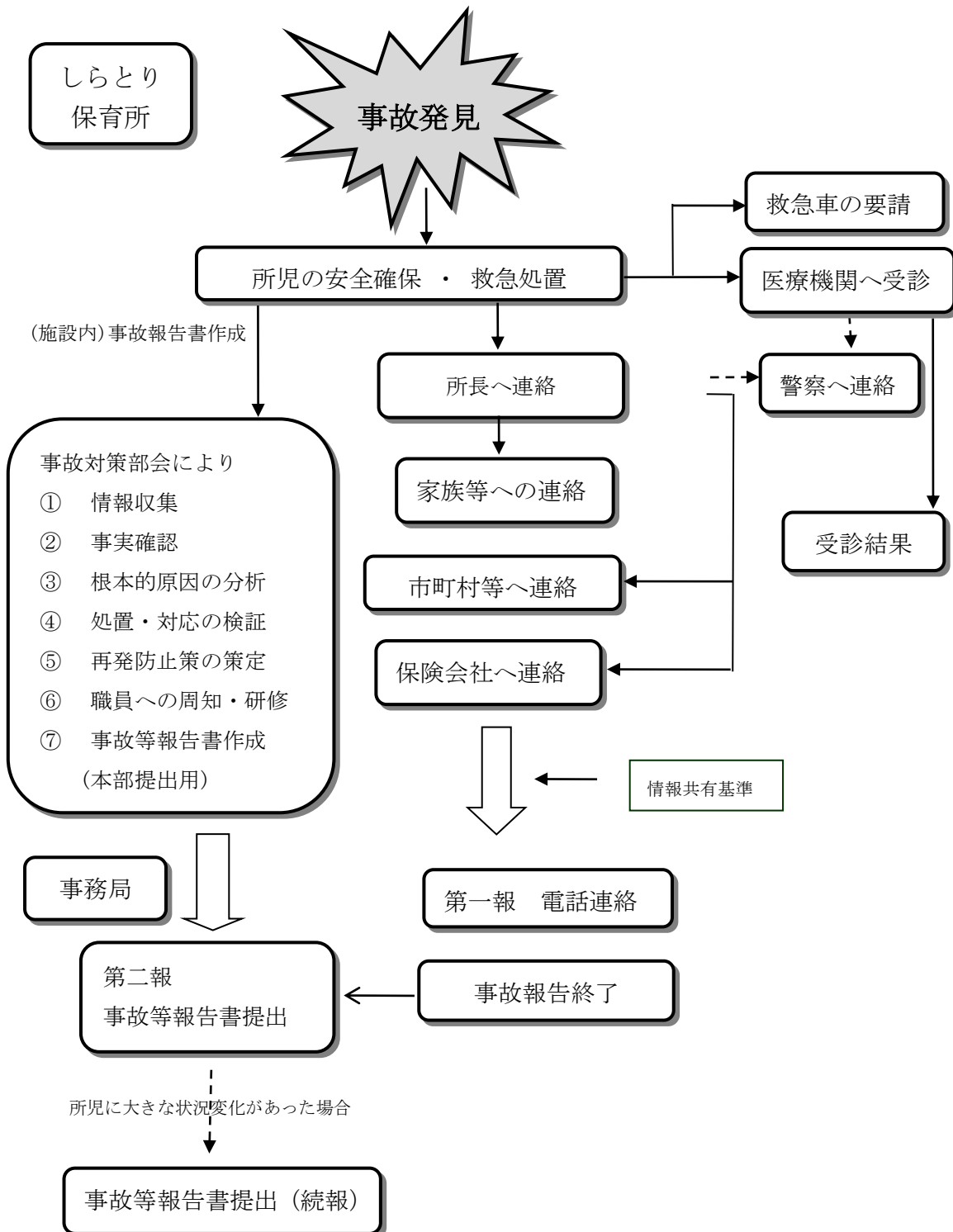
12 緊急時等における対応方法

保育の提供を行っているときに、所児に発熱や腹痛など通常と違う状態や傷害が認められた場合、また、その他緊急事態が生じた場合は、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡します。

13 事故発生時の対応

保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等関係機関に連絡を行い、必要な対応をします。

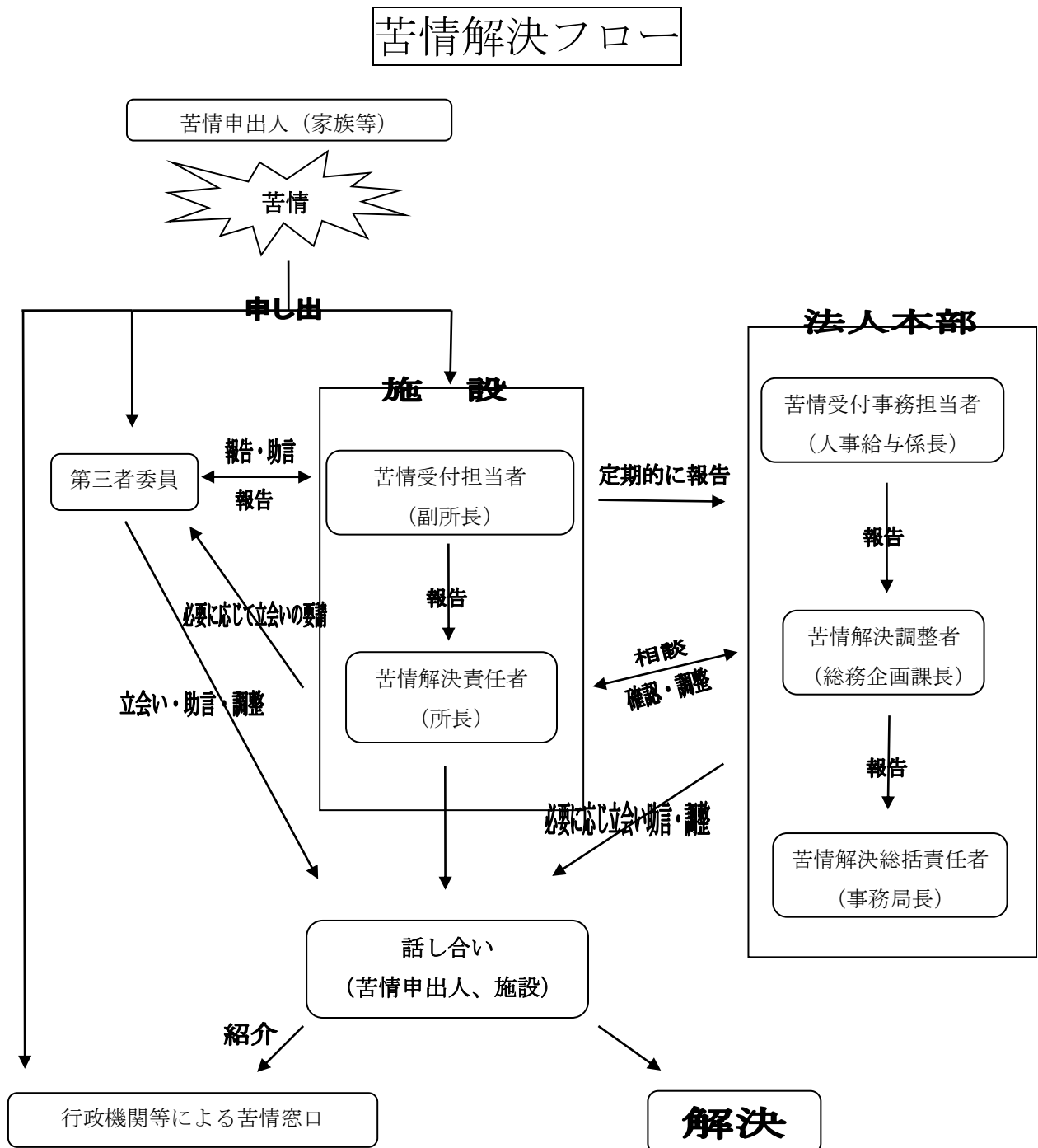
事故発生時のフロー



14 苦情・相談等の受付

(1) 苦情等の解決体制

提供する施設サービス等に関する相談や苦情については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領に基づき、次のとおり適切に対応します。



(2) 苦情等の窓口

① 施設における窓口

受付担当者	副所長 平林 祐子
利用時間	月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00
利用方法	電話 0852-21-5181 面接 その他

② 第三者委員

第三者委員氏名
斎藤 清美
長島 敦子

③ 行政機関等

名称	所在地	電話番号
島根県健康福祉部 子ども・子育て支援課	松江市殿町2 番地 (県庁第二分庁舎2階)	0852-22-5793
松江市こども子育て部 こども政策課	松江市末次町 86 番地	0852-55-5666
島根県運営適正化委員会	松江市東津田町 1741 番地 3	0852-32-5913

15 虐待防止のための措置

所児の人権を擁護し虐待を防止するため、幼児虐待対応マニュアルに基づき、適切な対応を行います。万が一虐待が疑われる場合、所児の生命・身体に対する危険性・緊急性が高いと考えられるときには、保護者の同意なく通告することがあります。

また、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

虐待防止責任者	所長 今岡 祥子
---------	----------

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	保育所が管理する施設や、業務の遂行に起因した身体障がい、物損の賠償損害補償
保険金額	対人：2億円まで（1事故1億円まで） 対物：1事故200万円まで

17 秘密保持等

職員及び職員であった者が、職務上知り得た所見及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じることとし、しらとり保育所が保有する所見及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理します。

個人情報保護管理責任者	所長 今岡 祥子
受付担当者	副所長 平林 祐子

利用にあたっての同意書

事業者

しらとり保育所の利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

説明者 社会福祉法人島根県社会福祉事業団

しらとり保育所

所長 今岡 祥子

印

利用者

私は本書面に基づいて、事業者からしらとり保育所の利用について、重要事項の説明を受け、内容に同意しました。

年 月 日

住所

保護者氏名

印

所児氏名

所児との続柄